

愛媛弁護士会紛争解決センター
弁護士による豪雨災害関連のトラブル解決のお手伝い

災害ADR

平成30年9月3日運用開始！

～豪雨災害で発生した様々なトラブルの早期・円満な解決を目指します～

平成30年7月の豪雨によって、建物や土砂が流出したり、仕事に支障が出たりしたため、復旧・修繕、賃貸借、解雇や休業などで、ご近所や契約先、仕事先などとの間でトラブルが起こっていませんか？

弁護士会の調停(災害ADR)は、民事上の揉めごとについて、中立の弁護士が、調停人として当事者双方のご意見をよく聞いて、話し合いで揉めごとの円満解決を目指すものです。

災害ADRは裁判よりもスピードが早く、柔軟性のある解決ができます。東日本大震災や熊本地震の際にも数多く利用されました。

平成30年7月豪雨を原因として発生したあらゆる民事上の揉めごとの解決にお使いになります。

一般のADRと違い、申立手数料、相手方の応諾手数料、期日毎の手数料、調停人弁護士の旅費日当等の費用はかかりません。解決した場合は、成立手数料がかかります(詳細は裏面へ)。

原則として、松山市の愛媛弁護士会館内で行われますが、場所の確保が可能であれば、現地での開催も可能です。

どんなトラブルで使えるの？

費用はどれくらいかかるの？

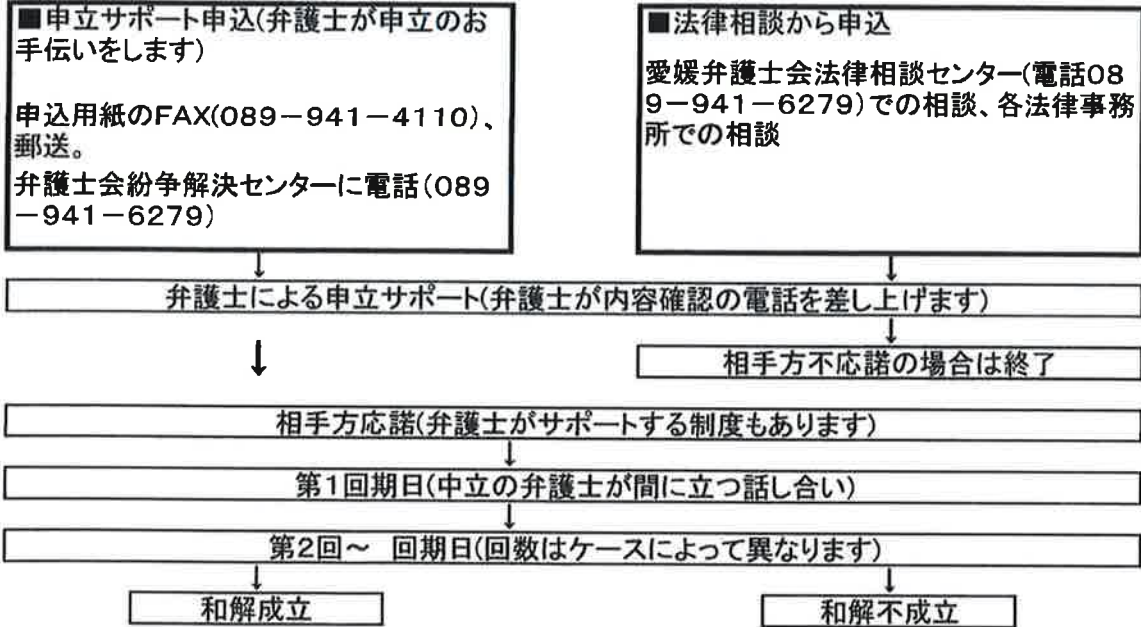
どこで行われるの？

(お問い合わせ) 愛媛弁護士会紛争解決センター

住所 松山市三番町四丁目8番地8 愛媛弁護士会館

電話 089-941-6279 FAX089-941-4110

災害ADRの流れ



災害ADRの費用

■申立手数料 無料 ■相手方応諾手数料 無料 ■期日手数料 無料
 ■成立手数料・・・原則として、下表のとおり、解決額に応じて算出された金額(消費税別)を申立人と相手方で折半してご負担頂きます。但し、事案によって、減額・免除がなされる場合があります。なお、和解が成立しなかったときは発生しません。

解決額	計算方法
100万円までの場合	解決額×8%。但し5万円を下限。
100万円を超え、300万円の場合	解決額×5%+3万円
300万円を超え、3000万円の場合	解決額×1%+15万円
3000万円を超える場合	解決額×0.5%+30万円

※申込を希望される場合は、下記申込用紙に記入し、切り取らずFAXもしくは郵送してください

愛媛弁護士会 紛争解決センター御中 (FAX 089-941-4110)

災害ADR申込用紙 (申込人の宛先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください)

申込人				
氏名(フリガナ)				
(会社名・代表者名)				
住所	〒			
連絡先	電話		携帯	
相手方				
氏名(フリガナ)				
(会社名・代表者名)				
住所	〒			
連絡先	電話		携帯	
紛争類型	<input type="checkbox"/> 建物の修繕 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> その他			

【相談日】 _____ 年 月 日【相談場所】 _____ 【相談担当弁護士】 _____

(紛争解決センター記入欄)

受付番号	受付日時	年 月 日	時 分	受付担当
------	------	-------	-----	------